

労働形態に対し新しい保護規則を設ける必要があります。そして協同労働はそのうちの一つの形態です。この課題を託されているのは法学者や立法者たちです。協力が必要であれば、経済領域の専門家である私たちは労働市場でどのようなことが起こっているか、予想される今後の傾向はどんなものであるか、お話しすることができます。しかし私たちの役目はそこまでです。

\*\*\*    \*\*\*    \*\*\*

### アントニオ・ジョゼー・デ・バーロス・レベンハーゲン(高等労働裁判所判事)

既に皆さん全員が周知の高名なジョゼー・パストレ教授のご意見は、統計指標に基づき、我々が注意を払うべき教訓を重視すべきとした内容でありました。実際に、形式に囚われない(あるいは、形式ばらない、非公式な)数々の事柄を表現する言葉として“健全で自然な協同組合”は一つの結論であり、良い呼称であるようですね。

次のパネリストとして、私の職務上の同僚で個人的な友人でもありますイヴェス・ガンドラ・ダ・シルヴァ・マルチンス・フィーリョ高等労働裁判事の発言を求める機会を得たことを荣誉に思います。2002年に同氏と共に短期間、国際労働機構で仕事をさせて頂いた経験もありますが、個人的な感激としては、同氏と一緒に同一日付けで高等労働裁判所の判事に任命されたことであります。同氏の理知的能力、幅広い教養、深く広い文化知識な

ど氏をしる者の全てから認められているところでありますが、私にとっては、第1の同僚であり第1の友人であります。なお、貴殿の持ち時間は、同じく15分間になっております。

### 第2報告：イヴェス・ガンドラ・ダ・シルヴァ・マルチンス・フィーリョ（高等労働裁判所判事）

最初に身に余る親愛と友情に溢れる言葉で紹介して頂きました、同僚で真の友人である高等労働裁判事のバーロス・レヴェンハーゲン氏に感謝致します。実際のところ2日前に現在の職に就任しましてから満4年になります。また、本セミナーの開催日に当たる10月16日は、ローマ教皇ヨハネス・パウロII世の在位25周年日に当たる非常に重要な日でもあり、我々にとって全ての人間のための道徳の指標となる図像(=アイコン)、全世界に流布しなければならない道徳の価値を指標する図像として記念すべき日であります。労働分野についてもローマ教皇は、回勅を通じて一ブラジルのローマ教会本部のドン・ローレンソ・バウジセリ神父の序文の載ったLTr出版社が発行した本に全ての回勅が網羅され公表されている一披瀝しております。社会問題に直接関わる回勅として3つ回勅が存在しています。即ち、“*Laborem Exercens* = 労働を営む”、“*Sollicitudo Rei Socialis* = 社会性を持った王の気配り”、および“*Centesimus Annus* = 一世紀”などが、資本に対する教皇の示したクリスチャン社会の教義となっております。また今日は、フォリャ・デ・サン・パウロ紙を開いたところマルコ・アウレリオ・メーロ高等裁判事の寄稿文が載っているのを見つけました。記事の題

名は“平和の使徒”と希望の種を地球上に蒔き続けているローマ教皇ヨハネス・パウロⅡ世の在位25周年日を記念した記事が、丁度今日の日に掲載していることに私を感激させました。これら回勅のキリスト教社会向けの教義は、2002年のILO総会で採択された労働者協同組合に関する採択事項を思い起こさせます。

我々は、本セミナーの開催を組織するに際して、ILO加盟諸国に対して、生産現場であれサービス分野であれ協同組合(cooperative)に関する労働法規の立法化を勧告し実行することを求めたILO勧告第193号についての討議から議論を始めることに目標を定め努めました。と同時に、本題を(ブラジル連邦)国会に提起するにあたって、協同組合が全ての問題の解決策となるなどの予見なしに全ての方面から意見を聴取する必要があり、—我々は意見聴取のルートを構築する予定であった—あるいは“労働者協同組合”の言葉そのものを、即時、真物と偽物の協同組合を区別せずに“教条から追放”すべきであります。故に本セミナーには、法律面からの見解を含め、必要な構成員を招いておりますので—現在、国会で審議中の法案類と同一のテーマについて本パネルで討議して行きたいと思っております—我々の存じている法律の見解、裁判官、法務省及び弁護士などから得た案件および規制の網を被せずに、偽物の労働協同組合とは如何なるものかを真に明らかにするためにこの本パネルの場で大いに討議したいと思っております。

すなわち、本セミナーの表題は、ILO勧告第193号についてであります。ILOの勧告では、—2002年8月に発行されたLTR誌に、

我々のILO出席報告書と共に掲載されています—労働者協同組合(labor cooperatives)について如何ように見ているのでしょうか？同勧告は、協同労働を奨励する方向で建設的な指針を示しています。具体的には、雇用機会の創設面で重要と評価し、実効の伴った協同労働の現象の拡充を経済面あるいは税制面から支援し言及している協同組合を全面的に奨励する仕組みの育成を勧告しています。同勧告の第7.3項には、協同組合運動において女性の参加を強く求め、組合組織においては執行部及び経営分野までにも及ぶ要望が明記されています。

つまり、同勧告の大部分は、協同組合の振興という点を明白に示す内容になっています。しかしながら、(ブラジル国内における)協同組合(振興)委員会(Cooperative Committee)は、同勧告の真意をどう受け取っているのでしょうか？始めに、協同組合を労働者の権利を制限して人手を確保するための仲介手段とする唯一の目的で結成されているために協同組合現象(cooperative phenomenon)の価値を損ねているのが、日常的に起きている発展途上国における実態を紹介する必要があります。ブラジルは、ILOの場で労働者の権利を損なっている偽物の協同組合の撲滅を各国に勧告する勧告案を提案しました。同勧告案の末項には、労働者の権利について取り上げたILOの旧文書類と“フィラデルフィア宣言”を取り上げ、労働は商品ではないことを明記しています。協同組合主義(cooperativism)と協同組合は、商品としての目的を持ったものではなく、また持たせてはなりません。これら2つは、ILOの勧告第193号においては、真の協同組合の定義をI項の2でその目的について言及して

いるものであります。

私にとって、基本ポイントは2点あると申し上げます。第1点は、組合の結成は、任意自主的であること。自治独立体であることによつて、労働を希望する者の参集が自然化でき、新規労働市場の開拓にも努力する良い影響が期待できるのではと考えます。又、それを可能とさせる民主的な執行部の立ち上げも必要と考えます。一方、勧告では、協同組合の総合的特性についても触れています。具体的には、この自治、独立、および民主的な運営が一つの重要な特性となっているのです。もう1つの重要な特性あるいは柱は、労働市場で職を確保しようとする努力の一端を担い、その恩恵を受けようとする意志の下に自由に加盟出来ることであります。

我々が、ILO勧告第193号の主要指標の2点だけを分析するだけで、偽労働者協同組合との違いが明白で、区別することが出来ます。異なった指標特性は我々の周りにも存在しており、私が労働検察庁において“団体および不特定集団の利益擁護調整局”の調整役をやっていた当時、民事捜査と民事訴訟を担当し、複数の企業の中に特定の取締役の名前が一分野について言いませんが一ある協同組合発足組合員として名を連ねていたことです。協同組合が創設されると、従業員全員が解雇され、同時に従業員の職をはなれた同人たちを就労の場に投入するのです。即ち、協同組合に加入した者だけが就労を継続できる仕組みになり、その後は残念ながら労働者の権利を行使することが適わなくなった。私は、偽物の協同組合の全ての特性を備えた同件の捜査を主導する経験を持ちました。同件の場合、組合への加盟選択に自由はなく強制

的で、組合の結成も自発的なものでなく、雇用者側に強制されたものであります。

以上、私の短い持ち時間で具体例を簡単にご紹介致しましたが、提起されたテーマは、統合労働法（第442条及び単項）および協同組合法（法律第5,764/71号）で立法化されていまして、協同組合に関する現行規定、それらの規定は、多くの場合、真の協同組合として特性を規定するには脆弱な内容であることもあって、真の労働関係をカモフラージュするために悪用されている実情の疑いはぬぐえていない状態です。私は、ジュネーブで私自身がILOについて疑問に思っていた内容の一つに、ILOは一つの機関として労働者の権利について発展途上国に対しても先進国に対するものと同じ水準の労働賃金および関連恩恵を義務付けていますが、結局、実行出来る能力の問題から履行できずに終わっている点であります。例えば、WTOも技術面に關し全ての国に同一の規定を義務付けている点と同様であります。疑問点の幾つかを明らかにした協同組合主義に関する討論に参加出来たことを満足に思っています。すなわち、労働者の権利は、全ての国で共通なものであり、現在、競争に勝てるのは技術をより多く持った国であり社会主義化した国ではないということでもあります。

私は、多くの発展途上国が、労働者協同組合とその問題点についてILOに対して各自の利益を擁護する方法を知り始めている実情を嬉しい驚きをもって見えています。労働者グループおよび雇用者グループとの間の紛争に際して、政府が努める中立グループが明確なルールを通じて基本的な合意を行い、採用不可能な条件を発展途上国には履行を求めない

が、同時に労働者の権利の搾取に対抗する適切な全ての措置を執らせている実態を目のあたりにしたのです。ある先進国の雇用者代表は、一タニア・マラさんは、我々と一緒に労働者協同組合委員会に参加していたのではっきりと覚えておいでだと思いますが一偽物の協同組合が取り上げられた時、我々に対して、“偽物の協同組合とは、何ですか？”と質問して来ました。彼の頭の中には、本来の特性を持たない協同組合の現象をイメージ出来ないでいたのです。しかし、複数の労働者代表と発展途上諸国の政府代表たちによって、我々の主張を支持したことで勧告の中に取り入れられたのでした。

本セミナーの準備を総務担当者と共にした約20日の間、ILO総会に参加し苦勞を共にした各国代表者等全てにE-mailを送りました。その中から約40カ国におよぶ同僚達から、再びコンタクトを持つ機会を提供してくれたことに感謝しながらも残念ながら都合で出席できないと返事が帰ってきています。そして、中には、各自の国々でILO勧告に対する取り組みについて知らせてくれた内容もありました。その中で私を良い意味で驚かせた件もありました。それはチェコ共和国代表からのもので、同国では、国際条約(convention)ではないILO勧告第193号を非常に重要視し、国際条約のように取り扱いつつ、単なる勧告文ではなく一独自の国内法として採用したと教えてくれました。通常国際条約の扱いを超え、他の関連法規の整備拡充に従属させずに国内法として導入したとのことであります。このニュースを聞いて私は、本セミナーで紹介、又は行われる多くの発表および討議に多大の期待を寄せており、本セミナーからブラジルが導入すべき勧

告第193号の勧告している真の協同組合主義の姿を見極め、現在、膨大な人数の人たちが就職を保証されていない我国の失業問題を実効的に解決でき就職の機会の創設に繋がる建設的な解決策が生まれることを期待している次第です。

ムイト・オブリガード(有難うございました)。(拍手)